

社会福祉法人かたばみ会 奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かたばみ会（以下、「法人」という。）が、地域における介護・看護人材の育成に寄与すること及び、法人の要員確保にむけて、専門職の資格取得を奨励し、その支援に資することを目的とする。

(対象)

第2条 介護・看護の養成施設等においてすでに在学中である者又は、入学を希望する者で、法人の職員でない者が、原則として法人が推奨する各養成施設等において就学し、卒業後に法人への入職を希望する者を対象とする。

(対象経費及び貸与期間等)

第3条 対象となる経費は、原則として入学金、授業料、実習費、その他就学に必要なと認められるもので、その限度額は以下に定めるところによるものとし、貸与期間は、それぞれの養成施設等の正規の就学期間とする。

養成施設等区分	募集人員	貸与期間	貸与限度額
看護大学（4年課程）	1名	4年	3,000,000円
看護師養成学校（3年課程）	1名	3年	1,500,000円
看護師養成学校（2年課程）	1名	2年	1,100,000円
介護福祉士養成学校（2年課程）	1名	2年	2,000,000円
介護初任者研修	5名	1年	180,000円

2 貸与の額及びその方法は、法人と被貸与者の別途協議により決定する。

(申請手続)

第4条 申請手続は各養成施設等の入学願書受付開始の2か月前からとする。

2 奨学金の貸与を志願する者は、次の各号に掲げる書類を法人に提出する。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 身元保証書（様式第3号）
- (4) 就学を希望する養成施設等にかかる資料
- (5) 在学証明書又は入学証明書（在学中または養成施設等がすでに決定している者）

(貸与の決定)

第5条 貸与に関する決定は、申請者による前第4条の書類提出を受け、理事長、各施設長による面接試験を経て、審査のうえ奨学金貸与決定通知書（様式第4号）をもって申請者に通知する。

(被貸与者の義務)

第6条 奨学金の貸与が決定した者は、決定通知を受理ののち速やかに理事長に対して誓約書(様式第5号)を提出しなければならない。併せて奨学金振込依頼書(様式第6号)を提出することとする。

2 被貸与者は、必要に応じて法人が実施する研修及び実習並びに、諸行事等に参加しなければならない。

(奨学金の返還義務の免除)

第7条 被貸与者が当該養成施設等を卒業後直ちに法人内事業所に勤務し、かつ2年以内に免許を取得し、その資格をもって職務に従事開始後、前第3条第1項の貸与期間に相当する期間を超えて勤務した場合は、奨学金の返還を全額免除する。

(奨学金の返還及び停止)

第8条 被貸与者が当該養成施設を卒業後法人に勤務しない場合及び、卒業後2年以内に免許を取得できなかった場合は、直ちに奨学金を一括返還しなければならない。

2 卒業と同時に入職したのち、返還の免除を受ける前に法人の職員でなくなった場合は、勤務期間に応じた金額を一括返還しなければならないこととし、その金額の割合は以下に定めるものとする。

就学年数	勤務期間	返還割合	
		資格有	資格なし
4年	3年以上4年未満	40%	—
	2年以上3年未満	60%	—
	1年以上2年未満	80%	85%
	1年未満	100%	100%
3年	2年以上3年未満	40%	—
	1年以上2年未満	70%	75%
	1年未満	100%	100%
2年	1年以上2年未満	70%	75%
	1年未満	100%	100%
1年	1年未満	50%	100%

3 次の各号に該当すると認められた場合は、奨学金を停止するとともに、すでに受領したものについては速やかに一括返還するものとする。

ただし、特別の事情がある場合は、別に協議のうえ決定する。

- (1) 退学または停学その他の処分を受けた場合
- (2) 学業成績が著しく不良になった場合(留年を含む)
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなった場合
- (4) 当該奨学金の貸与を受けることを辞退した場合
- (5) その他当該奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなった場合

(その他)

第 9 条 奨学金は原則として無利息とする。ただし、前第 8 条による一括返還ができない場合の利息についてはその都度理事会が定める。

2 奨学金貸与に関する告知は、かたばみ会ホームページに通年掲載するとともに、各高等学校等へ周知を依頼する。

3 本規程に疑義が生じた場合、または本規程に定めがない事項については、被貸与者と法人が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する